

# 水利用の歴史

1. 水利用の歴史
2. 水利用秩序の形成
3. 現行の水利用秩序の形成

# 1. 水利用の歴史

古代～江戸時代

**農業（米作）における水利用の発展**



<農業用水>

明治～戦前

**日本の近代化・社会経済発展の基礎の形成**



<水力発電>

戦後～近代

**社会経済の発展・生活水準の向上**



<都市用水>

～現在

**環境との調整の時代**



<水質・環境保全>

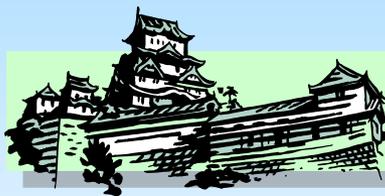
## 2. 水利用秩序の形成

用水管理は村落の自治的慣行に依存

農民の不満



実力行使



幕府：水の諸規定をつくる

法令の整備と裁判の積み重ね



水利使用が次第に権利として形成

古田優先の原則

番水制による用水の時間的配分等

### 3. 現行の水利使用秩序の形成① 旧河川法の制定

- ・ 水利秩序は、江戸時代までに農業を中心に形成
- ・ 明治以降の経済発展と都市化の進展による発電用水、都市用水、農業用水需要の増大

農業水利権の保護 / 新規利水の円滑な権利設定の仕組みの必要性

明治29年

**旧河川法により水利使用を  
許可制とする制度の創設**

# 3. 現行の水利使用秩序の形成② 水資源開発の制度化

昭和期以降

産業発展、都市人口の増加

水道用水の需要↑

鉱工業用水の需要↑

水消費型用水需要

- 1937年  
河水統制事業によるダム建設開始  
→戦後：河川総合開発事業

- 1957年  
特定多目的ダム法(昭和32年法律第35号)

- 1961年  
水資源開発促進法(昭和36年法律第217号)  
水資源開発公団法(昭和36年法律第218号)

かんがい用水に先占  
されている状況から  
新規需要に対処する必要

ダムによる  
水資源開発

# 3. 現行の水利使用秩序の形成③ 利水関係事業法の制定

昭和24年  
土地改良法

昭和27年  
電源開発促進法

昭和32年  
水道法

昭和33年  
工業用水道法

昭和39年  
電気事業法

**新規利水の増加**

**水資源開発**

**人口の増加**

**戦後の経済復興**

# 3. 現行の水利使用秩序の形成④ 新河川法の制定

## 河川法（昭和39年法律第217号）

### 治水・利水の体系的な制度の整備

- 水系一貫管理制度の導入
- 利水関係規定の整備

#### 水利使用の面

→ 河川水の公的管理の確立



かんがい用水に関しては、慣行水利権の新法に基づく許可水利権への切り替え・水利権内容の厳格な規制

#### ダムによる水資源開発

→ “10年に一回程度で生ずる渇水”  
を計画基準量とする



新規水利、既存水利(不特定利水容量の設定)  
河川管理者による水利使用の安定化の推進